

保 守 仕 様 書

1 目的

この仕様書は、契約書第 3 条に定める契約対象物件に関する保守の対象範囲及び内容等を示すものである。

2 保守の内容

(1) 保守形態

オンサイト保守とする。

(2) 内容及び対象範囲

(ア) 本事業で導入した機器のすべてを保守対象とし、障害発生時に原因を特定し、復旧・修理・機器の交換等を行うこと。

(イ) 電話・FAX・Mail などによる故障連絡の受付対応をすること。

(ウ) 障害発生有無に関わらず、予防保全として年 1 回以上の定期点検を実施すること。

(エ) 作業終了後は、作業結果報告書を作成、提出すること。

(オ) 本市が別途調達した純正の消耗品の回収を行うこと。

(カ) 保守作業を行うにあたり、ハードディスク等記録媒体へ記録されたデータは完全消去または破砕し、証明書類にて本市の承認を得ること。

(3) 障害発生時の連絡窓口

受注者は、「保守連絡体制表」に基づき連絡窓口を設置すること。

3 保守対応時間

(1) 受付対応

1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日及び祝日を除く月曜日から金曜日の 8 時 3 0 分から 1 7 時 3 0 分とする。

(2) 作業対応

1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日及び祝日を除く月曜日から金曜日の 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分とし、午前連絡については午後中復旧作業、午後連絡については翌日午前中復旧作業を原則とする。

(3) 緊急時の対応

致命的な障害等で対応が緊急に必要であると発注者が判断した場合、又は受注者からの申出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。

4 不足の事態発生時の措置

発注者または受注者のいずれかに不測の事態が発生した場合、または作業進行が遅滞する可能性が生じた場合は、直ちに相手方に報告し、両者協力して対処するものとする。

5 契約適用除外事項

以下に定める事項については、保守の対象外とする。

- (1) 機器製造箇所発行の取扱説明書に基づかない使用により生じた障害。
- (2) 受注者の指定するもの以外による改造、修理、分解、加工等に起因する障害。
- (3) 天災地変等、受注者の責に帰することのできない原因により生じた障害。
- (4) 発注者の故意又は過失による機器の破損等。
- (5) 運用に伴う印刷消耗品（トナー、現像剤、ドラム回転に伴うカウント料）。